

監理団体の業務の運営に関する規定

事業所名 CVC TOKYO 事業協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規定として定めるものです。

第2 求人

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申し込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差支えありません。

3 求人申し込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により、明示してください。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません

④

第3 求職

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求

職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関)から、所定の求職票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の事由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話をいたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、団体監理型実習実施者等に技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による

確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。

- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生は業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国情費（第3号技能実習の開始前の一時帰国情費含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に本規定を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、松島力哉です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受け入れの準備
 - (2) 团体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 团体監理型技能実習生の保護
 - (4) 团体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 团体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関するこ
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出し機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型技能実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第3 その他

1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって、技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。

2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときもにも同様に報告をください。

3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍

、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別表の団体監理型技能実習の取扱職種の範囲です。

6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

(監理費)

規則第37条 砲台二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。

種類	額	徴収方法
職業紹介費	団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等の間における雇用関係の成立の成立あっせんに係る事務に要する費用はなし。	徴収なし
講習費（第一号団体監理型技能実習生に限る。）	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（1名あたり） ■施設費用、食費、管理費 50,000円 ■日本語講習教材費 3,000円 ■講師、通訳謝金 40,000円 ■講習委託費 70,000円 ■交通費（国内移動費） 実費 の額を超えない金額	入国後前に要する費用にあっては、入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては、開始日までに団体監理型実習実施者等から徴収する。
監査指導費	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（1名あたり） ■人件費（年間/1名あたり） 160,000円 ■交通費（監査） 100,000円 ■交通費（訪問指導） 100,000円	団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。
その他諸経費	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用 ■技能実習総合保険 実費 ■送出し機関に支払う費用 120,000円 の額を超えない額	当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。

※費用については、適切に清算し、実費を徴収する。

監理団体の業務の運営に係る規定（規定第8の5）別表 取扱い職種一覧

【職種】

耕種農業

建築大工

型枠施工

鉄筋施工

とび

石材施工

タイル張り

左官

熱絶縁施工

内装仕上げ施工

防水施工

表装

建設機械施工

加熱性水産加工食品製造

非加熱性水産加食品製造

水産練り製品製造

そう菜製造業

ニット製品製造

婦人子供服製造

寝具製造

鋳造

機械加工

工場板金

めっき

機械検査

機械保全

【作業】

施設園芸

畑作・野菜

大工工事作業

型枠工事作業

鉄筋組立て作業

とび作業

石材加工作業

石張り作業

タイル張り作業

左官作業

保温保冷工事作業

鋼製下地工事作業

ボード仕上げ作業

シーリング防水工事作業

壁装作業

押土・整地作業

積込み作業

掘削作業

締固め作業

調味加工品製造

塩蔵品製造

かまぼこ製品製造作業

そう菜加工作業

靴下製造作業

婦人子供既製服製造作業

寝具製作作業

鋳鉄鋳物鋳造作業

普通旋盤作業

機械板金作業

電気めっき作業

溶融亜鉛めっき作業

機械検査作業

機械系保全作業

電子機器組立て
電気機器組立て
プリント配線板製造

家具製作
印刷
製本
プラスチック成形

塗装
溶接

ビルクリーニング
介護

電子機器組立て作業
配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板設計作業
プリント配線板製造作業
家具手加工作業
オフセット印刷作業
製本作業
射出成形作業
ブロー成形作業
建築塗装
手溶接
半自動溶接
ビルクリーニング作業
介護

(監理費)

規則第37条 法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。

種類	額	徴収方法
職業紹介費	団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用はなし。 ○ 円	徴収なし
講習費(第一号団体監理型技能実習生に限る。)	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(1名あたり) ■施設費、食費、管理費 50,000円 ■日本語講習教材費 3,000円 ■講師、通訳謝金 40,000円 ■講習手当 70,000円 ■講習委託費 5,000円 ■交通費(国内移動費) 実費 の額を超えない額 5000円 ~ 30000円	入国後前に要する費用にあっては、入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては、開始日までに団体監理型実習実施者等から徴収する。
監査指導費	団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(年間/1名あたり) ■人件費 160,000円 ■交通費(監査) 100,000円 ■交通費(訪問指導) 100,000円 ■送出し機関に支払う費用 120,000円	団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。
その他諸経費	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用 ■技能実習総合保険料 実費 の額を超えない額 5000円 ~ 30000円	当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。

※費用については、適切に精算し、実費を徴収する。

個人情報適正管理規定

CVCTOKYO 事業協同組合

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は事務局の職員とする。個人情報取り扱い責任者は、監理責任者 松島力哉とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育、指導を年 1 回実施することとする。また、管理責任者は、個人情報取り扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出が合った場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者 松島力哉とする。